

基 発 0 9 2 0 第 7 号
令 和 元 年 9 月 2 0 日

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年度の地域別最低賃金額の改定については、令和元年8月から9月の間に改定公示のすべてが行われ、令和元年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定最賃額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	861 (835)	26	2019年 10月3日
青森	790 (762)	28	2019年 10月4日
岩手	790 (762)	28	2019年 10月4日
宮城	824 (798)	26	2019年 10月1日
秋田	790 (762)	28	2019年 10月3日
山形	790 (763)	27	2019年 10月1日
福島	798 (772)	26	2019年 10月1日
茨城	849 (822)	27	2019年 10月1日
栃木	853 (826)	27	2019年 10月1日
群馬	835 (809)	26	2019年 10月6日
埼玉	926 (898)	28	2019年 10月1日
千葉	923 (895)	28	2019年 10月1日
東京	1,013 (985)	28	2019年 10月1日
神奈川	1,011 (983)	28	2019年 10月1日
新潟	830 (803)	27	2019年 10月6日
富山	848 (821)	27	2019年 10月1日
石川	832 (806)	26	2019年 10月2日
福井	829 (803)	26	2019年 10月4日
山梨	837 (810)	27	2019年 10月1日
長野	848 (821)	27	2019年 10月4日
岐阜	851 (825)	26	2019年 10月1日
静岡	885 (858)	27	2019年 10月4日
愛知	926 (898)	28	2019年 10月1日
三重	873 (846)	27	2019年 10月1日
滋賀	866 (839)	27	2019年 10月3日
京都	909 (882)	27	2019年 10月1日
大阪	964 (936)	28	2019年 10月1日
兵庫	899 (871)	28	2019年 10月1日
奈良	837 (811)	26	2019年 10月5日
和歌山	830 (803)	27	2019年 10月1日
鳥取	790 (762)	28	2019年 10月5日
島根	790 (764)	26	2019年 10月1日
岡山	833 (807)	26	2019年 10月2日
広島	871 (844)	27	2019年 10月1日
山口	829 (802)	27	2019年 10月5日
徳島	793 (766)	27	2019年 10月1日
香川	818 (792)	26	2019年 10月1日
愛媛	790 (764)	26	2019年 10月1日
高知	790 (762)	28	2019年 10月5日
福岡	841 (814)	27	2019年 10月1日
佐賀	790 (762)	28	2019年 10月4日
長崎	790 (762)	28	2019年 10月3日
熊本	790 (762)	28	2019年 10月1日
大分	790 (762)	28	2019年 10月1日
宮崎	790 (762)	28	2019年 10月4日
鹿児島	790 (761)	29	2019年 10月3日
沖縄	790 (762)	28	2019年 10月3日

(原稿例)

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、10月1日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や働き方改革推進支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省 HP の検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

令和元年度地域別最低賃金改定状況								
都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	861	R1.10.3	石川	832	R1.10.2	岡山	833	R1.10.2
青森	790	R1.10.4	福井	829	R1.10.4	広島	871	R1.10.1
岩手	790	R1.10.4	山梨	837	R1.10.1	山口	829	R1.10.5
宮城	824	R1.10.1	長野	848	R1.10.4	徳島	793	R1.10.1
秋田	790	R1.10.3	岐阜	851	R1.10.1	香川	818	R1.10.1
山形	790	R1.10.1	静岡	885	R1.10.4	愛媛	790	R1.10.1
福島	798	R1.10.1	愛知	926	R1.10.1	高知	790	R1.10.5
茨城	849	R1.10.1	三重	873	R1.10.1	福岡	841	R1.10.1
栃木	853	R1.10.1	滋賀	866	R1.10.3	佐賀	790	R1.10.4
群馬	835	R1.10.6	京都	909	R1.10.1	長崎	790	R1.10.3
埼玉	926	R1.10.1	大阪	964	R1.10.1	熊本	790	R1.10.1
千葉	923	R1.10.1	兵庫	899	R1.10.1	大分	790	R1.10.1
東京	1,013	R1.10.1	奈良	837	R1.10.5	宮崎	790	R1.10.4
神奈川	1,011	R1.10.1	和歌山	830	R1.10.1	鹿児島	790	R1.10.3
新潟	830	R1.10.6	鳥取	790	R1.10.5	沖縄	790	R1.10.3
富山	848	R1.10.1	島根	790	R1.10.1			